

財務省告示第四百十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成十九年十一月二十日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月七日  
 財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（四十年）（第一回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	入札発行を競争に付して行われる
五	募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行金額	額面金額で九百九十九億円
七	払込金額	九百九十億九千万円
八	最低額面金額	五万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十	発行行	平成十九年十一月二十日
十一	発行価格	額面金額百円につき九十九円十

十 十  
三 二

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(一) 年 銭  
二・四パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
式により算出した金額を加え、次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{61}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式に  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額(た  
だし、当該国債を発行時にお  
いて取得する者が非居住者又  
は外国法人である場合には、前  
記(一)の算式により算出した金  
額に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受ける所得税の税  
率を乗じた金額)を控除するこ  
とができる。  
平成二十年三月二十日を支払期  
とし、次の算式により算した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う(以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。)

十 四  
初 期 利 子

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
第二期以後の利子	て、その日以	平成六十年三月二十日	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者		平成十九年十一月二十日
毎年三月二十日及び九月二十日	を、支払期とし、各支払期におい	利子を支払う。	額面金額百円につき百円			